

松山市長 野 志 克 仁

松山広域都市計画ごみ焼却場の変更（案）について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに松山市に意見書を提出することができる。

記

1. 都市計画の種類及び名称
種類 松山広域都市計画ごみ焼却場
名称 松山市南クリーンセンター
2. 都市計画を定める土地の区域
松山市市坪西町
3. 都市計画の案の縦覧場所
松山市役所 清掃施設課
4. 縦覧期間
（自）令和 8 年 5 月 22 日
（至）令和 8 年 6 月 22 日